

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2026 年 10 月 1 日

株式会社ジモティー

2026 年 10 月 1 日

東京都品川区西五反田 1-2-10 CIRCLES 五反田 2 階

株式会社ジモティー

代表取締役社長 加藤 貴博

株式の併合に関する事後開示書面

当社は、2026 年 8 月 28 日開催の当社の臨時株主総会における決議に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その改正を含みます。以下同じです。）第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）第 33 条の 10 に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 株式の併合の効力を生じた日

2026 年 10 月 1 日

2. 会社法第 182 条の 3 の規定による請求に係る手続きの経過

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）までに、会社法第 182 条の 3 の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第 182 条の 4 の規定による手続きの経過

当社は、2026 年 9 月 10 日付で、本株式併合に関する会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告し、効力発生日の前日までに、当社の株主 1 名から、合計 400 株の当社株式について、会社法第 182 条の 4 第 1 項の規定に基づく株式買取請求を行う旨の書面を受領しております。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

8 株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

- (1) 当社は、会社法第 180 条第 2 項の規定より、2026 年 8 月 28 日開催の当社の臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
- (2) 当社の普通株式は、2026 年 9 月 29 日付で株式会社東京証券取引所グロース市場において上場廃止となりました。
- (3) 本株式併合により、当社の株主はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のみとなっております。

以上